

昨年末発刊の税制改正のレポートにて、紙面の都合上ご報告できなかった改正点に「取引相場のない株式の評価方法の見直し」がありました。今号においては、平成19年3月31日以前に設立された「持分あり医療法人」(経過措置型医療法人)の出資金の評価の仕方、及び同改正の内容について、複雑な仕組みを要点を絞り極力わかりやすく解説いたします。

【医療法人の基本的な評価方法と具体的計算について】

医療法人の出資金の評価については、「取引相場のない株式(非上場株式)の評価方法」を採用し、基本的な評価方法として、下記の2つの評価方法を用いて計算します。

1. 「純資産価額方式」(以下「純資産方式」という)

細かい計算方法は割愛させていただきますが、「仮に医療法人が解散したら、出資者がいくら財産を受取れるのか」の視点で計算する方法で、最も簡単にわかりやすく説明するならば、「医療法人の決算書の貸借対照表の純資産の部合計の金額(資産の部合計から負債の部合計を差し引いたもの)」、加えて「その数値を時価評価し直したもの(不動産の含み益や含み損、保険の解約返戻金相当額等を反映させる)」を1株当たりで割った金額となります。まずはご自身の医療法人の決算書の純資産の部の合計をご確認下さい。

ご承知の通り、医療法人は剰余金の配当が禁止されているため、毎年多額の利益を計上してきた医療法人は、この純資産の部の合計額がかなり膨れ上がっており、「純資産方式」で計算した場合は、評価が高くなってしまいうケースが多く見受けられます。

2. 「類似業種比準価額方式」(以下「類似方式」という)

この方式は、事業内容が類似する上場企業の「株価」を基に、評価しようとする自社の1株当たりの「配当金額」「利益金額(直近3年の平均利益)」「純資産価額(これまでの利益の蓄積＝内部留保)」の3要素(比準要素)を比較することで株価を算定する方法です。医療法人は配当禁止である為、結果として「配当金額」を除外した2要素のみでの計算となりますが、一般的には1. の「純資産方式」で計算した場合よりも評価額は低くなる傾向があります。

以下の計算例にて具体的にご説明しますと・・・

[評価対象日(課税時期):平成28年12月25日]

- ①類似業種の評価月(12月)の株価315円
 - ②類似業種の評価月の前月(11月)の株価304円
 - ③類似業種の評価月の前々月(10月)の株価302円
 - ④類似業種の評価月の前年平均(平成27年)株価298円
 - ⑤類似業種の1株当たりの年利益金額 21円
 - ⑥類似業種の1株当たりの純資産価額 207円
- ※①～⑥は国税庁から定期的に発表
- ⑦自社の1株当たりの年利益金額 150円
 - ⑧自社の1株当たりの純資産価額 207円

※⑦⑧は自社の直近3年の決算申告数値より算出

以上の数値を基に「比準割合」を算出し、その割合を①～④の株価の内、一番低い数値に乗じて株価を算出(納税者有利)しますが、その場合、従来は「利益:純資産=3:1」の比率で、より「利益」に比重が置かれていました。

設例の場合、⑦÷⑤=7.14(自社利益は類似会社と比べて7.14倍)、⑧÷⑥=2.65(自社純資産は類似会社と比べて2.65倍)、よって最終の比準割合は $[(7.14 \times 3) + (2.65 \times 1)] \div 4 = 6.01$ となり、利益の比重が3倍となることの影響が出ています。後述するように、この計算式が今回改正となっておりますので覚えておいて下さい。

なお、最終株価は④298円×6.01×0.6(後述の会社の規模により決まる調整率)=1,074円となります。

3. 「純資産方式」と「類似方式」の併用による最終計算過程

設例の会社の場合「純資産方式」による1株当たりの株価(イ)は1,367円となり、「類似方式」による1株当たりの株価(ロ)は上述のように1,074円となりました。この場合、(イ)<(ロ)のケースでは、評価額が低くなる(イ)の数値を採用すれば良いのですが、設例のように(ロ)<(イ)の場合には、「会社の規模」に応じてより評価額を下げる事が可能な「純資産方式」と「類似方式」の併用方式の選択が可能です。

会社規模の判定方法の詳細は、紙面の都合上割愛させていただきますが、総資産額、従業員数、取引金額(年間売上)によって大会社・中会社(中会社にあつては更に3段階に分類される)・小会社に分類され、評価2方式の併用割合が決定します。

設例の会社は「中会社の小」に分類され、上記(ロ):(イ)に反映させる比率が6:4となり、最終株価は $[(1,074円 \times 0.6) + (1,367円 \times 0.4)] = 1,191円$ となりました。純資産価額方式(イ)に比べて13%ほど株価が低減しています。

【今回の改正点】 ※平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用

- ① 上述の比準割合の計算において「利益:純資産=3:1」とされていたものが「1:1」に変更されました。これによって純資産額(内部留保)と利益がともに大きい会社は、評価の引下げに繋がることとなります。がしかし、純資産額(内部留保)が大きく、利益の小さい会社は、逆に評価が上がることとなります。上述の例にあてはめると $[(7.14 \times 1) + (2.65 \times 1)] \div 2 = 4.89$ と比準割合が下がり、評価減となります。
- ② 類似業種の株価(先述の①～④)に「類似業種の課税時期の月以前2年間平均の株価」も使用できることとなり、上場企業の急激な株価変動の影響が従前より抑えられることとなります。
- ③ 評価会社の「規模区分」の金額・人数等の基準について、通常は評価額が低くなる傾向にある類似業種比準価額をより多く反映させることができる「大会社」及び「中会社」の適用範囲が拡大されます。